

[税だより]

Tax News

納期内納入にご協力ください。

平成 25 年分の所得税の確定申告は、2 月 17 日（月）から 3 月 17 日（月）までとなっています。

次の事項に注意して、確定申告を行きましょう。

▼確定申告をしなければならないかた

給与所得者の所得税は、毎月の給料や賞与から源泉徴収され、その年の最後の給料や賞与の支払い時に行われる「年末調整」によって精算されるため、大部分の給与所得者はあらためて確定申告をする必要はありません。しかし、下記に該当する人は確定申告をしなければなりません。

- ①給与の年収が 2 千万円を超える人
- ②給与所得や退職所得以外の各種所得金額（例：生命保険契約などに基づく一時金を受け取った場合や、不動産の貸付による収入がある場合など）の合計が 20 万円を超える人
- ③2 力所以上から給与を受けている人
- ④給与所得者以外で昨年中の所得の合計額が基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の額を超える人
- ⑤風水害などの災害に遭われた人
- ⑥多額の医療費を支払われた人
- ⑦マイホームを新築（購入）・増改築し、年末において金融機関に借入金残高のある人

※⑤～⑦に該当する場合は、源泉徴収されている所得税が還付されることがあります。

申告・納付期限の 3 月 17 日間近になると、税務署の窓口は大変混雑します。申告書は自分で書いて、できるだけ早めに提出してください。また、確定申告の作成に関する相談会場（税務署・役場）に来場する際は、整理・集計を行った収入の分かる資料および経費の領収書のほか、筆記用具、電卓、印鑑を持参ください。

▼公的年金の収入額が 400 万円以下のかた

公的年金にかかわる雑所得を有する人で、その年中の公的年金などの収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その年分の公的年金などにかかわる雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合は、その年分の所得税について確定申告書を提出する必要はありません。

しかし、医療費控除などによる所得税の還付を受けるためには申告書を提出する必要があります。また、公的年金など以外の所得金額が 20 万円以下で所得税の確定申告の提出をしない場合であっても町県民税の申告は必要です。

申告期間は

2月17日（月）～3月17日（月）です

所得税の確定申告はお早めに

◎問い合わせ先

役場税務課町民税係

☎ (86) 1172 [直通]